

第2章 成年後見制度利用に関する市川市の現状

1. 市川市の統計から見える現状

本市の総人口は、令和4年(2022年)3月末日時点で491,545人となっており、高齢者人口が105,716人、高齢化率が21.5%となっています。高齢者人口および総人口に占める割合である高齢化率はともに増加しており、前期高齢者と後期高齢者の人数が令和3年3月末時点で逆転しています。

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
① 総人口	485,767 人	488,714 人	491,821 人	492,283 人	491,545 人
② 高齢者人口	101,733 人	102,995 人	104,137 人	105,179 人	105,716 人
前期高齢者	54,286 人	52,850 人	52,241 人	52,564 人	51,237 人
後期高齢者	47,447 人	50,145 人	51,896 人	52,615 人	54,479 人
高齢化率 (②/①)	20.9%	21.1%	21.2%	21.4%	21.5%

※資料:住民基本台帳人口

(各年3月末日時点)

2. 認知症高齢者の状況

高齢者人口における認知症高齢者(認知症判定Ⅱ(7ページ参照)以上)の人数の割合は、8～9%台で推移しています。ただし、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図る観点から、厚生労働省通知に基づき、要介護認定の更新申請について臨時的に有効期間を延長する措置がとられたことにより、認定審査会における審査件数が減少したことから、令和3・4年の認知症高齢者は減少しています。今後、後期高齢者人口は増加することから、認知症高齢者の人数も増えていくことが予想されます。

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
①高齢者人口	101,733 人	102,995 人	104,137 人	105,179 人	105,716 人
②認知症判定Ⅱ以上	9,076 人	9,485 人	9,984 人	9,407 人	6,935 人
割合(②/①)	8.9%	9.2%	9.6%	8.9%	6.6%

※資料:住民基本台帳人口

(各年3月末日時点)

参考: 認知症高齢者の日常生活自立度

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記IIの状態がみられる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理等それまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記IIの状態がみられる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応等一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さがみられ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記IIIの状態がみられる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声、奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記IIIの状態がみられる。	ランクIII aに同じ
IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ
M	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患がみられ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する周辺症状が継続する状態等

資料: 厚生労働省「主治医意見書記入の手引き」

3. 障がい者の状況

直近5年間の推移をみると、療育手帳所持者は横ばいで、精神障害者保健福祉手帳所持者および自立支援医療(精神通院)受給者は概ね増加傾向にあります。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
療育手帳 所持者	2,922人	2,567人	2,637人	2,698人	2,765人
精神障害者 保健福祉 手帳所持者	3,780人	3,886人	4,193人	4,416人	4,704人
自立支援医療 (精神通院) 受給者	6,729人	7,094人	7,245人	8,151人	7,878人

4. 成年後見制度の申立て件数

各年とも後見類型が最も多くなっています。令和3年では全体の約7割を占めており、社会生活上大きな支障が生じない限り、成年後見制度があまり利用されていないことがうかがえます。

類型	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
後見	84件	93件	79件	95件	118件
保佐	28件	35件	30件	33件	39件
補助	1件	5件	15件	7件	14件
任意	3件	1件	1件	0件	2件
合計	116件	134件	125件	135件	173件

※資料:千葉家庭裁判所市川出張所の集計

(各年1月1日～12月31日)

5. 成年後見制度利用者数

後見、保佐および補助ともに各年概ね増加傾向にあります。任意後見はほとんど利用されていないことがうかがえます。

類型	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
後見	407人	420人	428人	455人	499人
保佐	111人	139人	141人	160人	178人
補助	33人	32人	42人	47人	49人
任意	6人	4人	1人	1人	3人
合計	557人	595人	612人	663人	729人

※資料：千葉家庭裁判所市川出張所の集計

(各年1月1日～12月31日)

6. 成年後見市長申立て件数

市長申立て全体の申立て件数は多少の変動はありますが、概ね増加傾向にあります。

とりわけ高齢者による申立て件数は、直近5年間の推移を見ると2.5倍近くの件数が増加しています。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
高齢者	13件	15件	15件	29件	32件
障がい者	5件	7件	5件	3件	6件
合計	18件	22件	20件	32件	38件

7. 成年後見制度に関する相談件数

相談件数は毎年増加していましたが、令和3年度は減少しています。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談件数	2,536件	2,716件	3,554件	3,801件	3,213件

※高齢者サポートセンター、基幹相談支援センターおよび市川市社会福祉協議会の相談件数の合計

8. 市民後見人養成・選任状況

現在、市民後見人^{※1}を第2期生まで養成修了しており、第1期生10人は市民後見人、8人は後見支援員^{※2}として活躍しています。第2期生については、令和3年度に養成が修了し、今後、市民後見人としての活躍が期待されます。

	第1期生 (養成期間 平成28年度～令和元年度)	第2期生 (養成期間 令和2年度～令和3年度)
養成修了者	18人	14人
市民後見人	10人	0人
後見支援員	8人	0人

(令和4年3月末日時点)

※1 市民後見人…家庭裁判所から選任されて成年後見人等として活動する。

※2 後見支援員…養成修了後、希望者は市川市社会福祉協議会の後見活動の一部を担う。

9. 成年後見人等報酬助成件数

高齢者、障がい者ともに件数は増加傾向にあります。今後もこの傾向は続くと思われます。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
高齢者	15件	22件	37件	39件	54件
障がい者	17件	25件	34件	39件	39件
合計	32件	47件	71件	78件	93件

10. 成年後見制度の基盤構築について

本市では、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士などの専門職と会議・研修会などの活動をとおり、連携・協働しながら、成年後見制度の地域基盤を築いてきました。

	概 要
平成 25 年度	成年後見相談支援等業務を委託し、市川市後見相談担当室を設置
平成 26 年度	市川市審判請求対象者検討会※1の実施
平成 28 年度	市民後見人養成研修開始(第1期) 法人後見受任を開始
平成 29 年度	後見制度利用促進会議※2の開催(年3回)
平成 30 年度	市民後見人が選任される(3人) 市民後見人の活動を充実するために育成期間2年追加(第1期)
令和元年度	市民後見人が追加で選任される(7人)
令和2年度	市民後見人養成研修開始(第2期) 不正防止効果に関する業務追加
令和3年度	権利擁護サポート会議※3の開催
令和4年度	受任調整会議※4および専門職ケース検討会議※5の開催
令和5年度	中核機関の設置(予定)

※1 市川市審判請求対象者検討会……市長申立て等の事案検討と成年後見人等のマッチング

※2 後見制度利用促進会議……成年後見制度利用促進のため、専門職から、制度の周知・啓発・担い手の養成、制度の動向など情報提供や指導助言を受ける。

※3 権利擁護サポート会議……行政、関係機関で把握した権利擁護支援が必要な事例を専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士など)からアドバイスを受ける。

※4 受任調整会議……市川市審判請求対象者検討会を名称変更し、開催回数を年7回から年12回に増やし、事例を適時申立てできる環境に拡充した。

※5 専門職ケース検討会議……権利擁護サポート会議を名称変更した会議。

11. 相談・支援体制について

本市では、高齢者やその家族への総合相談窓口である高齢者サポートセンターと、障がい者への総合的・専門的な相談支援を行う基幹相談支援センターを設置しています。

また、平成25年度から「市川市後見相談担当室」を設置し、生活保護、生活困窮者自立支援事業、日常生活自立支援事業等の実施機関とも連携した権利擁護に関する相談支援体制を整備しています。

■市川市における権利擁護に関する相談支援体制

市川市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度に関する相談対応、広報啓発 ・市民後見人の育成、支援、活用 ・後見人支援 ・法人後見事業 ・日常生活自立支援事業
市川市高齢者サポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者やその家族への総合相談事業 ・権利擁護事業(成年後見制度利用支援、虐待防止等) ・その他生活支援
基幹相談支援センター 「えくる」	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者等や家族への総合的・専門的な相談支援 ・権利擁護事業(成年後見制度利用支援、虐待防止、差別解消等への取組み) ・その他生活支援
市川市生活サポートセンター 「そら」	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援事業
中核地域生活支援センター 「がじゅまる」	<ul style="list-style-type: none"> ・相談事業 ・権利擁護事業 ・地域生活支援事業